

## 税に関する証明書が変わります

国の政策として「税務システムの標準化」が進められています。システムから発行される市税に関する証明書が国の定める標準様式になるため、表示形式や1枚に記載される件数などが変わります。

■ 1月26日(月)から

税証明に関する問い合わせ先

収納課(☎0848-38-9172)  
市民税課(☎0848-38-9154)  
資産税課(☎0848-38-9162・  
☎0848-38-9164)

標準化に関する問い合わせ先

情報システム課  
(☎0848-38-9308)

■ 料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

申込方法  
申込期間  
申込先  
問い合わせ先

対象

問い合わせ先

内  
容

電  
話

定  
員

料  
金

ア  
ク  
ス

持  
物

持  
物

電  
子  
メ  
ール

締  
切

ホ  
ム  
ペ  
ジ

## 確定申告等で障害者控除を受けられる場合があります

身体や精神に障害のある65歳以上の人で、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、その程度が身体・精神・知的障害者認定基準に準じていれば、市長の認定により、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

認定書の交付には日数を要しますので、余裕をもって申請してください。

※要介護認定を受けていない場合は、所定の診断書(有料)が必要です。

### 【控除額】

障害者控除 所得税27万円、住民税26万円

特別障害者控除 所得税40万円、住民税30万円

■ 関高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

## 尾道税務署～スマホを利用した確定申告のご案内～

### ○確定申告書の作成は、自宅からe-Taxで送信！

#### 自宅で申告！

確定申告には、ご自宅からPC・スマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

作成コーナー 検索

#### スマホ専用画面

スマホで見やすい専用画面をご利用いただけます。



▲作成コーナー

#### 申告に困ったときは

##### ▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



##### ▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)が回答



ふたば

### ○申告会場に来場して申告する場合

##### ▶ 相談会場 尾道税務署(古浜町27-18)

▶ 開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)

▶ 受付時間 8:30～16:00

(相談時間は9:00～17:00)

申告会場では、原則として、  
ご自身のスマホを利用して申告書等を作成していただきます。  
マイナンバーカードとパスワード(2種類)をご準備ください。

#### ◆会場への入場には「入場整理券」が必要です◆

※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

入場整理券は次の方法で取得できます。

① 会場で当日分を配付

LINEで友だち追加▶

② LINEから事前発行

※ 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。



開設期間前の相談(2月3日(火)から開始)については、LINEでの予約をお願いします。

LINEでの予約は1月20日(火)から可能です。

■ 尾道税務署(☎0848-22-2131)(平日 8:30～17:00)

# 令和7年度物価高対応子育て応援手当

国の「「強い経済」を実施する総合経済対策」により、物価高の影響を強く受けている0歳から高校生年代までの児童(平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童)を養育している子育て世帯に、物価高対応子育て応援手当が支給されます。

## ●支給金額 対象児童1人につき2万円

支給対象者	手続き等	支給日
①令和7年9月分(※)の児童手当の受給者 ※令和7年9月に出生した児童については 10月分	申請不要 ※対象者にはお知らせを送付予定。	令和8年2月上旬に 支給予定
②令和7年10月1日～令和8年3月31日に 出生した子どもの保護者で児童手当の 受給者となる人	申請不要(申請が必要な場合があります) ※児童手当の申請手続きが完了後、 順次お知らせを送付予定。	順次支給 (申請した人は、審 査後、順次支給)
③所属庁から児童手当を受給している公 務員	各所属庁から交付された申請書での 申請が必要	審査後、順次支給

※対象児童を養育しており、児童手当をどこからも受給されていない人は子育て支援課までご相談ください。

●申請不要で対象となる人にはお知らせを送付予定です。(令和8年2月末までに市からお知らせが届かない場合はお問い合わせください。)

●手続きの詳細は市HPをご確認ください。

問子育て支援課(☎0848-38-9205)



▲市HP

くらしの窓

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報アラカルト

相談

使っていない家、登録しませんか？

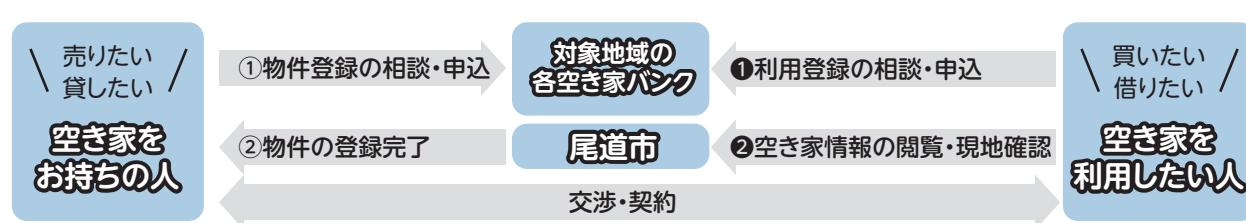
※利用には要件があります。

## 空き家バンク制度をご利用ください

まちづくり推進課(☎0848-38-9347)

市ではNPO法人等と協働して空き家バンクを開設しており、特定の地区を対象に、空き家の売買や賃貸を考えている人、利用したい人に空き家の情報を提供しています。

対象地域に利用可能な空き家をお持ちの人や利用を考えている人は、各空き家バンクまでお問合せください。



- みつぎ空き家バンク  
対象地域 御調町全域  
問(一社)みつざいこう(☎090-5701-7723)
- はらだ・木ノ庄東空き家バンク  
対象地域 原田町全域、木ノ庄町木梨・市原  
問NPO法人原田芸術文化交流館(☎080-2149-2296)
- 尾道市空き家バンク  
対象地域 町内全域:西土堂町、東土堂町、長江一丁目・二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町  
車が入れない路地に面した区域:東御所町、土堂一丁目・二丁目、十四日元町、  
久保一丁目・二丁目・三丁目、尾崎本町  
問NPO法人尾道空き家再生プロジェクト(☎080-5624-5067)
- 因島空き家バンク  
対象地域 因島各町全域  
問NPO法人ハウジング・サポート・センター(☎0845-22-9640)

令和8年1月から新たに  
対象地域となりました。



## 20歳になつたら国民年金

問保険年金課(☎0848-38-9143)

**Q** 国民年金制度とはどんな制度ですか。

**A** 老後や不慮の事故に対しての生活保障を目的とした制度で、国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員加入する必要があります。

**Q** 収入が少ないので、保険料を納めることが難しいときは。

**A** 申請すれば前年の所得をもとに保険料の納付が猶予されます。学生には「学生納付特例制度」、学生でない50歳未満の人には「納付猶予制度」があります。この期間は将来受け取る年金額には反映されませんが、10年以内であればさかのぼって納付(追納)できます。

**Q** 加入手続きはどうしたらいいですか。

**A** 特に必要ありません。誕生日から約10日後に日本年金機構から基礎年金番号通知書や国民年金保険料の納付書が届きます。ただし、保険料の口座振替や免除等を希望される人は、市役所で手続きが必要です。

**Q** 保険料を納めないとどうなるのですか。

**A** いざ年金をもらうとき、必要な資格期間を満たさず、受給できなくなったり、将来受け取る年金額が少なくなります。また、病気やけがで障害が残ったときや死亡したときに、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

## 凍結防止剤の散布にご協力ください

### ■市道の路面凍結時の対応

主要な市道で凍結の恐れがある所に「凍結防止剤」を設置しています。必要に応じてご自由にお使いください。

また、地域の生活道路(公道)に「凍結防止剤」を散布したい場合は、次表の担当部署まで取りに来てください。(休日等も対応します。)

※路面凍結に備えて、冬用タイヤを装着しタイヤチェーンを携行しましょう。

### ■凍結防止剤の取扱い

【散布場所】市道・里道(私有地・農地には散布しないでください。)

### 【散布効果】

降雪前散布

・路面上の水分の凍結防止

### 降雪後散布

- ・圧雪と舗装面との接着を弱める
- ・薄く積もった新雪、薄い氷膜を融解
- ・押し固められた雪を融解

【散布量】気温や積雪量、雪質等により大きく異なりますが、1m<sup>2</sup>当たり40~100g程度が目安です。(一握りが30g程度)

※1袋で約350m<sup>2</sup>散布できます。

### ■保管

吸湿を防止するため次の注意が必要です。

- ・高温にならない場所・湿気の少ない場所に保管してください。
- ・開封後長時間保管する場合は、容器を密閉してください。

### ■取扱い上の注意

- ・皮膚に触れないように防護手袋を着用してください。万一皮膚に触れた場合は、水で洗い流してください。
- ・目に入らないよう防護眼鏡等を着用してください。万一目に入った場合には、よく水で洗い流し、専門医の診察を受けてください。
- ・金属を鋸びさせる可能性がありますので、付着した場合は水で良く洗い流してください。
- ・直接植物にかけると、枯死させる可能性があります。
- ・コンクリートの剥離やひび割れの一因となることがあります。

地区	担当課	問い合わせ先
下記以外の地区	市役所本庁 維持修繕課	☎0848-38-9225
御調町	御調支所 まちおこし課	☎0848-76-2922
因島各町	因島総合支所 施設管理課	☎0845-26-6203
瀬戸田町	瀬戸田支所 しまおこし課	☎0845-27-2213

## 日曜にも受け取れます マイナンバーカード

対マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

■1月25日(日)

2月8日(日) 8:30~12:00

次は2月15日(日)です。

※行事などと重なった場合、中止になる場合があります。

来庁前にHP等で確認してください。

■本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡を

してください。  
持・マイナンバーカード交付通知書  
兼照会書(交付案内に同封)  
・本人確認書類(交付案内参照)  
・通知カード(回収します)  
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)  
問市民課(☎0848-38-9166)



## 手話通訳者が 窓口でお手伝いします

■1月20日(火)、2月17日(火)

9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどを手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

問社会福祉課

(☎0848-38-9125・  
Fax 0848-38-9206)

es-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

# 清掃

~毎月1日は  
「門前清掃の日」  
です~

【尾道・御調・向島地区】問尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)  
衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】

【因島地区(原・洲江含む)】問南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】問南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

### ■1月の「休日」のごみ持込受付

※対象は家庭ごみです。

24日(土)	8:30~11:00	御調清掃センター
		尾道市クリーンセンター
25日(日)	8:30~12:00	南部清掃事務所
		瀬戸田名荷埋立処分地

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

### ■2月11日「建国記念の日」のごみ収集

収集・ごみ持込受付 どちらもありません。

### 事業所からのごみはごみステーションには出せません!

事業所(店舗、事務所や工場など)から出るごみは、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、町内のごみステーションに出すことはできません。事業所ご自身の責任で処理してください。



ご協力をお願いします。

## 環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)

10:00~16:30/月・木・祝日休館

### 1/16(金)~25(日) 新春セール(衣類・食器セール)

※売場スペースなど一部の商品は除く。

### 2/10(火)~15(日) オープン34周年記念日替わりセール

環境資源リサイクルセンターは、高須町に「リサイクルショップ尾道」としてオープンしてから2年で34年になります。衣類、食器、くつ・かばん、古本など期間中日替わりでセールを行います。

※期間中11日(祝)・12日(木)は休館です。

### 2月の出張販売

2/4(水) 10:30~14:00 濑戸田市民会館前駐車場

2/7(土) 10:00~14:00 市民センターむかいしま

2/10(火) 10:30~14:00 因島総合支所1階デッキ

2/13(金) 10:00~14:00 道の駅クロスロードみつぎ

急な休館やイベント情報などを発信しています。

HP <https://www.facebook.com/onomichi.recycle>